

神奈川県川崎競馬組合協賛競走実施要領

(目的)

第1条 この要領は、地域振興、畜産振興及び川崎競馬の活性化を図ることを目的とし、協賛を希望する団体等（以下「協賛団体等」という。）から協賛を得て行う競走（以下「協賛競走」という。）の実施に関し必要な事項を定める。

(協賛競走の定義)

第2条 協賛競走は、協賛団体等の希望に沿った競走名や副題名を使用する競走をいう。

- 2 協賛団体等は、使用する名称について、使用にかかる法的正当性を有していなければならない。
- 3 競走名は20文字以内、副題名は17文字以内とする。
- 4 協賛競走とするレースの日程、番号及び発走時刻の指定はできない。

(協賛団体等の定義)

第3条 協賛団体等は、次の各号に該当するものとする。

- (1) 競馬関係団体
- (2) 地方公共団体、商工会議所、農業協同組合、観光協会、畜産関係団体等にあつては、協賛競走の実施目的に公益性を有する場合
- (3) 商店街、企業、その他団体にあつては、協賛競走の実施が地域活性化を目的とする場合
- (4) その他にあつては、協賛競走の実施が川崎競馬の活性化又は畜産振興に寄与すると神奈川県川崎競馬組合（以下「組合」という。）が認める場合

(申込)

第4条 協賛団体等は、協賛競走申込書（様式）に必要事項を記入し、組合が指示する期限までに組合に提出するものとする。

(協賛競走実施の可否の決定)

第5条 組合は、前条の規定による協賛競走の申込みがあつたときは、内容等について審査し、協賛競走の実施の可否について決定する。

- 2 組合は、協賛競走の実施の可否を決定したときは、協賛団体等に対し結果を通知する。

(協賛団体等の特典及び負担)

第6条 協賛団体等の特典は、次の各号のとおりとする。

- (1) ウイナーズサークルにおける表彰式の実施
- (2) ドリームビジョンへの映像放映及び場内へのポスター掲示等の広報
- (3) 協賛競走当日に場内等におけるイベント、物品の販売及びファンサービス品の提供並びに事業の広報
- (4) 協賛競走当日に来賓室、又は特別観覧席の利用（20名まで）

- 2 組合は、協賛団体等の特典について、川崎競馬の開催方法及び営業方法に応じて、協賛団体等に通知したうえで変更することができる。
- 3 協賛団体等は、協賛競走の優勝馬主、調教師、調教師補佐、騎手、きゅう務員の5名に対する副賞品（5,000円相当の物品）を組合が指定する期日までに提供するものとする。

（申込の取消）

第7条 協賛団体等は、承認後、協賛競走の申込を取り消すことができない。ただし、やむを得ない事情が生じたときは、組合と協議することができる。

（協賛競走の中止等）

第8条 組合は、事故その他やむを得ない事情が生じた場合は、協賛競走の実施を中止することができる。

- 2 組合は、やむを得ない事情が生じた場合は、協賛競走とするレースの日程、番号及び発走時刻を変更することができる。

（指示事項）

第9条 この要領に定めのない事項について、協賛団体等は組合の指示に従うものとする。

附 則

この要領は、平成30年5月30日から施行する。

附 則

この要領は、平成31年3月2日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和元年10月25日から施行する。

附 則

この要領は、令和4年4月1日から施行する。